

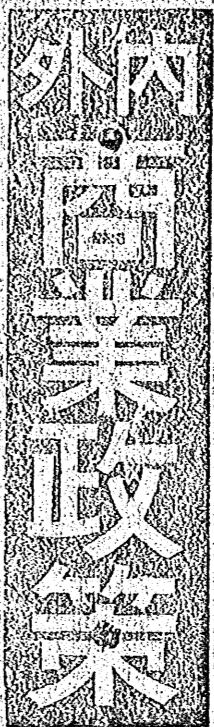
Title	ウヰリアム・モリスの労働論 (一)
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.3 (1922. 3) ,p.377(87)- 386(96)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220301-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最新刊

早稲田大學教授 商學士 小林昌 氏著



紙數四百七十餘頁
定價金參圓八拾錢
税金貳拾七錢

歐洲大戰の砲火收りて茲に三年、内外の經濟界は今尙ほ混沌として安定することなしと雖も、歐米諸國は夙夜其恢復に焦慮し、國際經濟戰爭は目を追ふて益々熾烈を加へんとする時、商業政策の大綱に通ずると否とは世界の地平線を行くや否やの分水嶺たらんとす。本書は小林學士が多年早稲田大學に在りて講義せる諸種の資料を基礎とし、加ふるに最近の最新研究を以てせるもの、商業政策の範圍、商業の本質、商業の種類より商業政策の根本主義、對内商業政策、對外商業政策等商業政策に關する現下の重要問題を捉へ之を平易且詳密に説述して剩す所なし、方今商業政策に關する著書は極めて寡く殊に内國商業政策に關し、又大戰以後の國際商政に交渉あるもの殆んど之あるを聞かざる場合本書の如きは洵に空谷の足音なれば商業學生諸君なると、實際家なるとを問はず争うて繰讀せらるべきを信す。

目次大綱

第一編 總論第一章緒言第二章商業政策の根本主義第二編 對内商業政策第一章對内商業政策第二章對外商業政策第三章對商人政策第四章對商會政策第五章對商會政策第六章對商會政策第七章對商會政策第八章對商會政策第九章對商會政策第十章對商會政策第十一章對商會政策第十二章對商會政策第十三章對商會政策第十四章對商會政策第十五章對商會政策第十六章對商會政策第十七章對商會政策第十八章對商會政策第十九章對商會政策第二十章對商會政策第二十一章對商會政策第二十二章對商會政策第二十三章對商會政策第二十四章對商會政策第二十五章對商會政策第二十六章對商會政策第二十七章對商會政策第二十八章對商會政策第二十九章對商會政策第三十章對商會政策第三十一章對商會政策第三十二章對商會政策第三十三章對商會政策第三十四章對商會政策第三十五章對商會政策第三十六章對商會政策第三十七章對商會政策第三十八章對商會政策第三十九章對商會政策第四十章對商會政策第四十一章對商會政策第四十二章對商會政策第四十三章對商會政策第四十四章對商會政策第四十五章對商會政策第四十六章對商會政策第四十七章對商會政策第四十八章對商會政策第四十九章對商會政策第五十章對商會政策第五十一章對商會政策第五十二章對商會政策第五十三章對商會政策第五十四章對商會政策第五十五章對商會政策第五十六章對商會政策第五十七章對商會政策第五十八章對商會政策第五十九章對商會政策第六十章對商會政策第六十一章對商會政策第六十二章對商會政策第六十三章對商會政策第六十四章對商會政策第六十五章對商會政策第六十六章對商會政策第六十七章對商會政策第六十八章對商會政策第六十九章對商會政策第七十章對商會政策第七十一章對商會政策第七十二章對商會政策第七十三章對商會政策第七十四章對商會政策第七十五章對商會政策第七十六章對商會政策第七十七章對商會政策第七十八章對商會政策第七十九章對商會政策第八十章對商會政策第八十一章對商會政策第八十二章對商會政策第八十三章對商會政策第八十四章對商會政策第八十五章對商會政策第八十六章對商會政策第八十七章對商會政策第八十八章對商會政策第八十九章對商會政策第九十章對商會政策第九十一章對商會政策第九十二章對商會政策第九十三章對商會政策第九十四章對商會政策第九十五章對商會政策第九十六章對商會政策第九十七章對商會政策第九十八章對商會政策第九十九章對商會政策第一百章對商會政策

雜 録

ウヰリアム・モリスの勞

働論 (一)

加田 哲二

モリスの社會思想の根柢となつたものは、その勞働觀である。多くの社會主義者並に社會改良家は社會階級の間に貧富の懸隔の存することによつて、その社會革命的または社會改良的思想に到達したのである。然るにモリスは、社會諸階級間の貧富の懸隔を認めて、すべての人々によき生活資料を給すべきことを主張してゐるが (Signs of Change. Collected Works of William Morris. vol. 23. pp. 17-18) 彼はこれのみを以て

第十六卷

(三七七)

雜 録 ウヰリアム・モリスの勞働論

第三號

八七

満足しない。彼がその社會主義的宣傳において常に主張したところは、物質的資料の豊富と云ふことよりは、寧ろ吾々の勞働における快樂である。吾々の日常生活における勞働を快樂ならしめることによつて、言葉を換えて云へば、勞働に藝術を實現することによつてのみ、吾々の生活を幸福ならしめることが出来る。このモリスの立場は、彼が社會思想に接觸し始めた機縁ともなるべき淵源を探ねることによつて、一層明かになるであらう。

既にブルース・グレイシェルも指摘したやうに、モリスは彼の全智的並に道徳的見解によつて社會主義者であつた。さうして種々な事情——それは疑ひもなく多くあつた——が彼を導いて社會主義者たらしめたのである。それにも拘らず彼の社會主義は彼の全性情の必然的表現であつた。(Bruce Glasier, William Morris and

東京日本橋通
丸善株式會社
(振替東京五番)

東京大塚
丸善株式會社
(振替東京一七番)

東京大塚
丸善株式會社
(振替東京一七番)

The Early Days of the Socialist Movement. p. 143)その事情とは何であつたらうか。既に私は彼の生涯を述べたときは、彼が Craftsmanship の尊重から工藝美術の復興を企てるために、モリス商會を設立し、千八百七十六年ブルガリヤにあける大虐殺事件が、彼を導いて社會主義の方向へ一步を向けしめたことを語つた。今是等のことを再び論ずる餘裕もまた必要もない。たゞ彼をしてこの方向に向けしめた思想的背景の何であつたかを問ふに止めやう。

モリスをしてその工藝美術論へ入らしめ、更らにその原理を實行に移さしめた原動力はジョン・ラスキンであつた。これを簡明なホルブルーク・ジャクソン(John Ruskin)の言葉で云へば、「ウキリアム・モリスはラスキンを實行家としたものであつた。」(Holbrook Jackson, William Morris, craftsman-Socialist. p. 27)モリスがラスキンの影響を受け

たのは既に彼が學生としてオックスフォードに遊學してゐた時代のことであつた。千八百五十一年から五十二年に涉つて、ラスキンはその「ベニスの石」を發表した。この書の中の一章である「ゴシック建築の性質」と題するものは、ラスキンが美術批評家から後の社會批評家に至つて懐いてゐた思想の全萌芽が発見されると稱せられるものであるが、モリスは最もこの章によつて靈感され、崇拜にも近い稱賛の辭を惜まなかつた。(Mackail, Life. I. p. 226)さうしてモリスの藝術的思想の基準は實にこゝに置かれたのであつた。後年モリスはラスキンのこの章を特に自ら主宰するケルムスコット・プレッスの一部として印刷し、自ら之に序して云ふ。(千八百九十二年二月十五日附序文)「私はこの章を以て、著者によつて書かれた最も重要なものの一つであると認める。……それは將來において、第十九世

(Mackail, Life, II. p. 289)

紀における甚だ少數な然も必要で、避くべからざる絶叫であると考へられるであらう。」と。更らに曰く「私がラスキン氏の藝術的著作を尊重するのは、ラスキン氏がその同時代に最も持續的にして、有益な影響を及ぼし、また來るべき時代にも及ぼすであらうその倫理的並に政治的方面であると信する」と。(Ashmore Wingate, Life of John Ruskin. p. 87.)

また曰く「最早數十年前のことであつたが、吾々が始めてこの書に接したとき、私達は、それが世界の進行すべき新しい道を指示してゐるやうに思つた。ラスキンがこゝに教へてゐる教訓は藝術が勞働における人間の喜悅の表現であり、人々がその勞働において楽しむことが出来ること云ふことであつた。何となれば、現在の吾々に取つては不思議のやうではあるが、人々が勞働を享樂してゐた時代があるからである。」と。

モリスは常に彼の思想がラスキンに負ふところ最も多きを告白してゐる。彼は千八百七十七年十二月四日に行つた「裝飾藝術」The Lesser Art と題する講演の中で、「是等の藝術の最後の效用即ち仕事において吾々に快樂を興へることに就いて、私は如何にそれを強調すべきかを知らない。私が現在生存してゐるある偉人がそのとについて語つたことがあると云ふことを知つてゐるときに、もし私が眞理を幾度も繰り返して云ふとの價值を知らなかつたならば、私はこれ以上このことに就いて語ることを諸君に對して陳謝しなければならぬ。私は自分の友人であるジョン・ラスキン教授を云ふのである。もしも諸君が彼の「ベニスの石」の第二卷のゴシック建築の性質とその内における勞働者の地位」なる章を讀ませるならば、諸君は直ちに、この間

題について語るべき最も眞實な、最も雄辯な言葉を聞くであらう。」と云つてゐる。(Hopes and Fears for Art, Collected Works, vol. 22, p. 5) また千八百八十年二月十九日の「パティンガムにおける「生活の美」(The Beauty of Life)」と題する講演の中にも藝術に關しては、ラスキンの言葉を繰り返すに過ぎないことを告白し、ラスキンに對する多大の尊敬を示してゐる。(Hopes and Fears for Art, Collected Works, vol. 22, pp. 59-60)

二

ヴェリアム・モリスの先驅者としてのジョン・ラスキンは如何なる思想の持主であつたか。私は一通彼の藝術觀について語ることをなくして、論旨を進めることが出来ない。

「眞實でないものは美たり得ない」と云ふのが、ラスキンのすべてのことに對する態度であ

ら。さうしてそれは直觀、靈感、熱情、これを一言にして云へば、想像 imagination の結果である。ラスキンに對しては、他の第十九世紀の大批評家と同じやうに、想像は普通の感覺の基礎を破壊することなくして、現實を解釋するものである。それは事實を變更することがない。乍然、事實を想像的に解釋することによつて、それは事實をそれ以上のものたらしめる。この無限を有限とするところに藝術と模倣の差異が存する。本質的の眞理は、常に模倣とその性質を異にする。即ち「眞理の觀念はすべての藝術の基礎であり、さうして模倣は藝術の破壊である」(こゝにおいてラスキンは藝術と道德とを結び付けた。藝術は神の作つた永遠の美の表現である。藝術は、眞實なるもの、理想的なるもの、道德的精神的なるものを結合する。さうしてこの結合によつて、それは人間に役立つものである。ラスキンは人生

つた。誠 Sincerity がすべての眞の藝術の基礎である。藝術家にあつては、その目的に忠實に、さうして事物の裏にある眞理と美とを見なければならぬ。即ちラスキンにとつては、藝術と宗教と道德とは同一事物の異なる部面の表現に過ぎない。故に「すべての偉大なる藝術は稱賛である。即ちそれは美に對する藝術家の尊敬と喜悅の結果である。さうして藝術家は、普通の人々よりも、より眞實に、より正確に美そのものを見るの才能を與へられてをり、美そのものを普通の人々に表現して見せる最高の使命を持つてゐる。藝術家は、眞實に見、さうして普通人をして、よりよく美を觀察せしめなければならぬ。彼は、自然に忠實でなければならぬ。彼は單に自然の外的方面を見るのみでは足らない。彼の觀察は外面から内面に透徹して、自然の本質的な美を把握することが出来なければならぬ

のための藝術を主張した。藝術はそれが最大の益を人生に與へるときに於いてのみ、最大なるものである。

かゝる見地に立つラスキンは、藝術が一國民の生活とその特質の表現であることを主張し、個人的藝術の墮落は、その環境である國民生活の腐敗なることを論じた。彼はその「藝術論」(Lectures on Art, § 27)において云ふ、「ある國の藝術は、その社會的並に政治的道德の表現である。…藝術または一般的生産的精力は、正確にその倫理生活を表現したものである。」(Edith J. Morley, John Ruskin and Social Ethics, pp. 6-7)

次に私はラスキンの「ベニス石」の中の一章「ゴシック建築の性質」において表はれた藝術的生產の原理の一端を、その建築論から抽出して、記述して置きたいと思ふ。彼は先づ藝術

が個人的人格の價値の承認の上に置かれなければならぬことを主張する。その點においてギリシヤの建築においては、下級の勞働者が完全に實行し得ない部分を擔當せしめることがなかつた。さうしてアッシリア人は下級勞働者が不完全になし得る部分のみを彼の實行に任せたのである。この兩制度において勞働者は共に奴隸であつた。然るに中世殊に基督教の建築裝飾の制度の下においては、この奴隸的のところが無くなつた。基督教は小事においても大事に於いても、各人の靈の個人的價値を認めた。單にそれは、個人の價値を承認したのみではない。それはその不完全性をも承認した。さうして當時における藝術的勞働は次のやうなことを、その標語とした。曰く「汝の爲し能ふことを爲せ。さうして汝の爲し能はざるところを虚心に告白せよ。汝は失敗を恐れて汝の努力を怠つて

はならない。また汝は羞恥のために汝の告白に沈黙を守るやうなことがあつてはならない。」(Stones of Venice Vol. II. chap. VI §. 9. 10. Everyman's Library. Vol. II. pp. 145-146) かくの如き標語に立つが故に、ラスキンは藝術における不完全性を強調する。何となればすべての生命は不完全性を有するからである。(§. 23; 24. 25)

扱てこの眼を以て現代の裝飾に向つて見るとそこには秩序整然たる外面的完全性を見出すことが出来る。けれども近代裝飾の完全性は自由の發現ではなくして、確かに奴隸状態の象徴である。(§. 13) さうして社會一般は富豪を非難し、貴族を攻撃する聲に充ちてゐる。その聲は饑餓から發した聲ではない。然もそれは社會の根底を動かしつゝあるのである。それは何故か。それは民衆が生活の糧を得てゐる彼等の勞働において

快樂を持つてゐないからである。彼等の從事してゐる勞働の種類が、墮落してゐるものであり、且つ彼等をして人間以下のものたらしめてゐるからである。(§. 5) それは何故であらうか。勞働を指導すべき原理に誤りがあるからである。その誤謬の重大なものは近世文明の所産である分業である。分業において分割せらるるものは勞働ではなくして、實に人間そのものである。その結果として人々の衷に残された智識は一本の針、一本の釘をも造るに足らない。それは僅かに針の先と釘の頭を作り得るに過ぎない。一日の間に數多くのピンを作ることとは、洵に望ましいことであるかも知れない。けれどもピンを磨く砂として使はれてゐるのは、人間の靈であることを知らなければならぬ。近世の工業都市はあらゆるものを製造する。けれどもその製造場では人間を作ることが出来ない。工業の利益

を數へるときに、常に計算に入れられないものは、人間を作ることの利益である。人間の靈魂は物質の價値以下に評價される。近代産業の疾患は實にこゝに存する。(§. 10) この弊害を除去するために従ふべき原理は何であるか。第一に一人の思想は他人の手によつて實體化せらるべきであり、またすることが出来ること云ふ考へ、第二に智識によつて支配されてゐるときの筋肉勞働は墮落であるとする思想から解放されなければならぬ。即ち生産における指導者と執行者とを分割するところに現代の藝術的破産がある。何となれば、藝術とは、各人の勞働における喜悅の表現でなければならぬからである。(§. 21)

三

モリスの工匠としその目的は、ラスキンの藝術的原理を適用することであつた。乍然、モリス

とラスキンとはその行方を異にした。モリスは自ら「その時代に適さぬ時に生れた」と稱する如く中世紀の男子を以て任ずるものであつたが、彼は純然たる中世紀主義の人ではなかつた。モリスは失はれた藝術の傳統を求めて、中世紀に憧憬したが、彼の中世紀主義はそこに止まつてゐた。よしラスキンが最も好んだ中世紀の最盛時と雖、モリスは單にそれを復興することに満足しなかつた。彼にとつては藝術の傳統は過去にあつた。けれども社會の傳統を將來に發見したのである。かくてラスキンは自ら舊派の保守主義者を以て任じ、モリスは社會主義者であつた。この兩者の差異は吾々が注意しなければならぬところである。(Jackson, Morris, pp. 27-28)

扱てモリスは藝術は労働における人間の快樂の表現であると云ふ原理の基礎を幸福たらんと

リスはすべての人の生活が、種々な割合において、これらの二様式の複合であることを信じ、このことが人々をして藝術を實行せしめる所以であると考へた。(The Aims of Art in Signs of Change. Collected Works of William Morris. vol. 23. pp. 81-82)

もし藝術が以上のやうな職分を持つてゐるものとして、それは果して實行するの價值あることであらうか。藝術の實行は——永い期間をたつて見るとさうとは信じ得ないが——人間の労働の分量を増加する。然らば、労働の増加は、人々の苦痛の増加ではないだらうか。この疑問に直ちに首肯する人もあるが、それは、大凡そ二種に分つことが出来る。第一は、藝術の實行は、現世的快樂の増加であり、従つてそれは來世の幸不幸を考へる暇を人々に與へざるが故に、それを憎惡するもの、並に第一のものよりは合理

する願望の上に置いた。さうして彼は、それを一般的欲望と信せざるを得なかつたのである。彼はこの根據として生活様式を論じた。それは活動の様式 the mood of energy と休息の様式 the mood of idleness とである。さうして吾々の生活は、この二様式の交互的充足である。活動の様式が、吾々の中心要求である場合には、吾々は、何事かを爲してゐなければ、吾々は鬱々として幸福たることを得ない。之に反して吾々が休息の生活様式を欲してゐる場合に、もし休息することが出来ず、繪畫その他の美に自分の精神を慰めることが出来ないとすれば、吾々は苦痛を感じる。少くとも、再び吾々の生活が活動の様式となるまで吾々は苦痛を感じる。さうしてこれらの生活様式において、休息時にあるときは、記憶が自分を樂しませ、活動時にあるときには、希望が自分を愉快ならしめる。モ

的の見地の立つもので、藝術の實行が、人の苦痛な労働を増加することにより、人々の隷屬の状態を増加すると云ふ見地から藝術を排斥するものである。この種の反對論に對してモリスは首肯しない。彼は主張する。「自分には、藝術の實行が苦痛な労働を増加するとは考へられない。私は、もしさうだとすれば、藝術は全然發生せず、さうして文明の萌芽を持つてゐる民衆の中に藝術を見出すことが出来ないと信ずる。他の言葉で云へば、私は藝術が外的強制の結果だとは信じない。藝術を生む労働は自發的である、それは半ば労働それ自らのために、半ば、それが完成されたときに、その使用者に對して快樂を與へるあるものを作ると云ふ希望のために企てられる。」(Aims of Art. Collected Works. vol. 23. p. 83) 即ち藝術は活動の様式に満足を與へると共に、休息の様式における愉快なる消費品

を製作するのが目的である。故に藝術は、所謂世に謂ふ藝術のみではない。繪畫、彫刻のみを以て藝術とすべきではない。活動の様式を満足すべき何等かの形式における労働がそれである。「故に藝術の目的は、人にその閑暇を樂ましめる美と興味とを興へ、その休息において倦怠を防止し、彼等の労働において希望と肉體的快樂を興へること、約言すれば、人間の労働を幸福にし、その閑暇を有用ならしめることによつて、人間の幸福を増進することである、従つて眞の藝術は人類に對する純粹な幸福である。」(Aims of Art. Collected Works. vol. 23. p. 84) (未完)

健康保險運動の基調 (一)

園 乾 治

本誌一、二月に發表した拙稿「米國に於ける健康保險運動」は米國、殊にCalifornia及びMassachusetts兩州に於ける健康保險運動の概観をなすに過ぎなかつた。本號以下に於いては更らに進むでその運動の基調をなす労働者の疾病その他に就いて研究して見たいと思ふ。さうしてこの問題は既に一月號に於いて少し許り論及して置いたのであるが、その際には本旨を述べざるに餘りに急であつた爲めに十分論じないで過ぎて行つたので、重複を厭はず茲に再論するのである。本論は專らThe American Labor Legislation Review, June, 1916, "Brief for Health Insurance" に據つた。既に他に幾多の詳密な研究發表が行はれてゐるにも拘らず、自分が特に前述の參考書に據つたのは、これを以て前論「米國に於ける健康保險運動」の補遺としてその當時の事情を述べたるために最も適當なものであり、より詳細なる研究は寧ろ他の機會に譲るゝが至當であるを考へたからである。

米國に於ける健康保險運動の根本基調をなすものは、次の六個の思想である。

- 一、米國の労働者間に於いては疾病率及び死亡率が頗る高きこと
- 二、醫療を受くるためにより以上の準備をなすことが必要であること
- 三、疾病のために喪失せらるる賃銀を確保するため、より有效なる方策を必要とする
- 四、疾病を豫防するために一層の努力を必要とすること
- 五、現在ある各種の施設はこれ等の必要に應ずるに不適當であること
- 六、醫療及び現金を給付する強制加入主義の健康保險は、最もよく以上の希望を實現するに適當なる方法であること

健康保險を主張するもの、議論は、種々雑多であるかも知れない。けれども孰れの議論もこれを要約すれば、以上擧げた六個の根本思想の孰れにか歸著するものである。さうしてこの六個の根本思想は、多くの民衆によつて亦正當であるとして承認せらるゝところであつて、各州に於いて最近著しい保險運動の勃興と、確實なる成功とが見られるやうになつたのは、一にその結果であると云ふことが出来やう。然らばこの要約せられた根本思想は、如何な事實を基礎とし、如何なる内容を有するものであるか。吾人は先づ米國に於ける労働者の疾病率及び死亡率より順次に研究することゝしやう。

一、労働者中疾病に因つて労働不能に陥るものが頗る多い。
合衆國に於いては健康保險制度の完備せざる以前の他の諸國と同じやうに完全なる疾病統計